［３・４　略］

５　基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、当該事情の内容及び原因、当該事情による影響並びに経理的基礎を確保するために必要な措置その他の基幹放送の業務又は同項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持を図るために必要な措置を総務大臣に報告しなければならない。

６　基幹放送局の免許人は、前項の規定による報告をしたときは、総務大臣が当該報告の内容を勘案して定める期間ごとに、その状況を総務大臣に報告しなければならない。

７　基幹放送局の免許人は、第五項に規定する特別の事情が解消したときは、遅滞なく、その状況を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、前項の規定は、適用しない。

８　前三項の規定により報告するときは、別表第五号の八の様式によつて行うものとする。

９　［略］

10　［略］

（非常局の無線設備の機能試験の免除）

第四十三条の三　運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の九の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［２　略］

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六　［略］

２　前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の十の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

［３～８　略］

別表第五号の八　経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書の様式（第43条の２第８項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

経理的基礎を確保するために必要な措置等報告書

年　月　日

総務大臣　殿

氏名又は名称
法人番号（注１）
代表者氏名（注２）

電波法施行規則第43条の２第８項の規定により、経理的基礎を確保するために必要な措置等について、別紙１から別紙３までのとおり提出します。

別紙１　経理的基礎が基幹放送の業務又は放送法第118条第１項に規定する放送局設備供給役務の提供の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情の内容及び原因

別紙２　特別の事情による影響

別紙３　経理的基礎を確保するために必要な措置等

［３・４　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

５　［同上］

６　［同上］

（非常局の無線設備の機能試験の免除）

第四十三条の三　運用規則第九条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の八の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［２　同上］

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六　［同上］

２　前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の九の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

［３～８　同上］

［新設］